

**議案第 29 号 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について**

【趣 旨】

地方自治法の改正により、令和 6 年 4 月 1 日から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となることから、国家公務員、三田市常勤職員等との均衡を図るため、本市会計年度任用職員について、令和 6 年度から勤勉手当を支給するための所要の改正を行う

【根拠法令】

- ・ 地方自治法
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律
- ・ 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則

【内 容】

- ・ 三田市会計年度任用職員の給与条例等に関する条例
勤勉手当の支給にあたり、新たに勤勉手当の規定を 2 条追加

《参考》

支給対象：任期の定めが 6 月以上の会計年度任用職員

勤勉手当	6 月期	12 月期	計
令和 6 年度	1. 025 月	1. 025 月	2. 05 月

実際の支給額は、基礎額に規則で定める割合を乗じた額

- ・ 職員の育児休業等に関する条例

改正条例付則第 2 項で当該条例を改正する。令和 6 年度からパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給することから「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」規定を削る。

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日